

ビジネスdアプリ利用規約 【現改比較表】 2024年11月29日現在	
------------------------------------	--

~2024年11月28日	2024年11月29日~
--------------	--------------

第1条～6条（略）

第7条 利用中止

当社は次の場合には本アプリケーションの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本アプリケーションを提供するための設備の保守上、工事上またはアプリケーション提供上やむを得ないとき。
- (2) 本アプリケーションを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (4) 本アプリケーションが正常に動作せず、[本サービス](#)を継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本アプリケーションを提供することが困難となったとき。
- (6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、[本サービス](#)の全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本アプリケーションの利用を中止するときは、あらかじめ利用者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第8条 利用停止

当社は利用者が本規約に反する行為を行ったときは、本アプリケーションの利用を停止することがあります。

第1条～6条（略）

第7条 利用中止

当社は次の場合には本アプリケーションの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本アプリケーションを提供するための設備の保守上、工事上またはアプリケーション提供上やむを得ないとき。
- (2) 本アプリケーションを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (4) 本アプリケーションが正常に動作せず、[本アプリケーション](#)を継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本アプリケーションを提供することが困難となったとき。
- (6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、[本アプリケーション](#)の全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本アプリケーションの利用を中止するときは、あらかじめ利用者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第8条 利用停止

当社は利用者が本規約に反する行為を行ったときは、本アプリケーションの利用を停止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条（略）

2 当社は、前項の規定により本アプリケーションの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を利用者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条（略）

第4章 データの取扱い

第10条 データに関する責任

第13条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本アプリケーションの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

第11条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本アプリケーションの維持運営のため、保存データに限り、確認、複写または複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データおよび生成等データにアクセスまたは利用しないものとします。

第 12 条 データの削除

当社は、第 15 条（本アプリケーションの廃止）による本アプリケーションの廃止のほか、アプリケーションプライバシーポリシーに定める本アプリケーションの利用を終了したとき、または保存データを契約者が作成してから一定期間が到来した後、保存データおよび生成等データを削除します。この場合において、当社は、保存データおよび生成等データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第 5 章 損害賠償等

第 13 条 責任の制限

当社は、本アプリケーションを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して利用者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとします。

第 4 章 損害賠償等

第 10 条 責任の制限

当社は、本アプリケーションを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して利用者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとします。

2 当社の故意または重大な過失により本アプリケーションを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

第 5 章 雑則

第 11 条 免責

(略)

第 12 条 本アプリケーションの廃止等

(略)

第 13 条 法令に規定する事項

(略)

第 14 条 利用者の義務

(略)

第 15 条 利用者の協力義務

当社は以下の場合、利用者に対し、本アプリケーションに関する利用者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で利用者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、利用者はこれに応じるものとします。

- (1) 利用者による本利用の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 当社の故意または重大な過失により本アプリケーションを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

第 6 章 雑則

第 14 条 免責

(略)

第 15 条 本アプリケーションの廃止等

(略)

第 16 条 法令に規定する事項

(略)

第 17 条 利用者の義務

(略)

第 18 条 利用者の協力義務

当社は以下の場合、利用者に対し、本アプリケーションに関する利用者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で利用者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、利用者はこれに応じるものとします。

- (1) 利用者による本利用の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 利用者は、[本アプリケーション](#)が不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本アプリケーションの不正

<p>2 利用者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本アプリケーションの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。</p> <p>第 16 条 利用者に対する通知 (略)</p> <p>第 17 条 当社の知的財産権 (略)</p> <p>第 18 条 情報の取扱い (略)</p> <p>第 19 条 第三者への委託 (略)</p> <p>第 20 条 管轄裁判所 (略)</p> <p>第 21 条 分離可能性 (略)</p> <p>第 22 条 準拠法 (略)</p>	<p>利用にかかる当社の調査に協力するものとします。</p> <p>第 19 条 利用者に対する通知 (略)</p> <p>第 20 条 当社の知的財産権 (略)</p> <p>第 21 条 情報の取扱い (略)</p> <p>第 22 条 第三者への委託 (略)</p> <p>第 23 条 管轄裁判所 (略)</p> <p>第 24 条 分離可能性 (略)</p> <p>第 25 条 準拠法 (略)</p>
	<p>附 則 (令和6年11月22日 C A S 3 サ第000400001798-01号) この改正規定は、令和6年11月29日から実施します。</p>